運転練習申込書

滋賀県警察本部交通部運転免許課長殿

私は、「自動車の運転練習約款」を遵守することを誓約のうえ、運転免許センターにおける運転練習を申し込みます。

練習日	年	月	月	予約番号
午後1時3	0 分~勺	-後2時	20分	_
午後2時3	0 分~勺	- 後 3 時	€20分	_
午後3時3	0 分~4	- 後 4 時	20分	_

*左記の予約番号は、電話予約申し込み時にお伝えします。

	項		目	申记	【者 (運	転練習	者)		指導者	(保証	人)
住			所								
電	話	番	号	()	_		()	_	
ふ氏	Ŋ	が	な 名								
生	年	月	日	大・	昭 ・ 平 年	月	目	大•	昭 · 平 年	月	日
免	許	種	別				免許				免許
取	得。	声 月	日	大・	昭・平年	月	日	大•	昭·平 年	月	日

運転練習	3 車 両		自動車保険(任意保険)				
車長	m	内容					
車幅	m	対人	万円 対物	万円			

- - へ電話予約してください。 ・運転免許センター TEL077-585-1255 (試験係)
- ☆ 運転練習当日に必要な携行品は、次のとおりです。
 - 運転練習申込書
 - ・運転練習者及び指導者の運転免許証(運転練習者で運転免許証を有しない方は氏名、住所を証明する書類)
 - ・練習車両の自動車検査証、自動車保険(任意保険)の証券
- ☆ 運転練習当日の受付は、次のとおりです。
 - ・運転免許センター試験コース受付待機場所に駐車のうえ、コース内「第4待合所(二輪)」と表示のある展望台(2階)に必要書類をもってお越しください。・受付は運転練習開始時間の30分前から行います。特にはじめて利用される方は、注意事項を説明しますので、時間に余裕をもってお越しください。

☆アンケート調査にご協力ください。(該当する箇所に○印をご記入ください。)

調査の項目			
運転練習の目的は何ですか。	・運転が未熟 ・第二種免許取得の練習 ・その他(・外国免許切替の練習・新規免許取得の練習)

自動車の運転練習約款

滋賀県警察本部交通部運転免許課長(以下 「警察」という。)と運転練習者及び指導者 は、自動車の運転練習(以下「運転練習」と いう。) に関し、次の約款により行うもので ある。

(運転練習の実施場所等)

- 第1 運転練習の実施日、時間及び場所は、 次のとおりとする。
 - 実施日 1

毎週土曜日(年末年始及び他の業務に支 障がある日を除く。)

実施時間

原則として、午後1分までの間とする。 午後1時30分から午後4時20

実施場所

守山市木浜町2294番地

運転免許センター試験コース(滋賀県警 察本部交通部運転免許課)

(警察の責任)

- 第 2 警察の責任は、次のとおりとする。
 - 運転練習の運営に関すること。
 - 試験コース及び施設の管理に関するこ 2
 - 3 運転練習者等に対する交通安全知識の 講習及び運転練習について教示を行うこ

(運転練習の時間及び料金)

- 第3 運転練習の時間及び料金は、次のとお りとする。
 - 運転練習は、1時限50分とする。 練習料金は、無料とする。 1

(運転練習者の資格)

- 第4 運転練習者は、次の各号に該当する者 とする。
 - 18歳以上の者 1
 - 練習車両を運転できる免許を有し、 つ、当該免許の経験が3年以上の指導監督 者(以下「指導者」 という。)を同乗さ とができる者
 - 滋賀県内に居住している者、または、 県内の事業所に勤務する者

(運転練習に使用する車両)

- 運転練習に使用する車両は、次の各号のいずれにも該当する車両とする。 運転練習者又は指導者が持ち込む普通
 - 自動車 (車長4.9m以下、車幅1.8m以下) で、警察が承認したもの。 運転練習に使用する車両は、自動車損害賠償を発表した。
 - でも適用できる自動車保険(対人 賠償額3,000万円以上、対物賠償額500万 円以上)に加入しているもの。

(運転練習の申込み受付)

- 運転練習の申込み受付は、次のとおり 第 6 とする。
 - 運転練習予約申込みは、事前に「運転 練習申込書」を取り寄せ、必要事項を記載のうえ、電話により行うものとする。
 - 載のうえ、電話により行うものとする。 運転練習の予約申込先は、次のとおり する。予約申込み期間は運転練習希望 日の1ヶ月前から前々日までの平日の午前 9時から午後5時までの間とする。

運転免許センター

(滋賀県警察本部交通部運転免許課)

077-585-1255

予約を受け付けた警察は、予約番号 運転練習日、開始時刻、当日の受付場所 及び携行品について教示するものとする。

4 携行品は、運転練習申込書、 び運転練習者の運転免許証(運転免許証 のない者は氏名、年齢等を証明する書 類)、自動車検査証、加入保険の証券と する。

(運転練習当日の受付等)

- 運転練習当日の受付等は、次のとおり とする。
 - 運転練習当日の受付は、練習開始時刻 1 の30分前からとする。
 - 「運転練習申込書」 運転練習者等は、 に運転免許証、自動車検査証及び加入保
 - 険の証券を添えて提出するものとする。 運転練習者に、「運転練習許可証」 、「運転練習許可証」を 交付して運転練習を認めるものとする。 (運転練習時等の遵守事項)
- 第8 運転練習時等の遵守事項は、次のとお りとする。
 - 1 運転練習を終了した時は、「運転練習 許可証」を返納すること。 2 管理員の指示に従うこと

- 試験コースへ出入りする時は、 指導者 が運転し、「出発点」で運転練習者と交 代すること。
- 試験コース内では、みだりに降車しな 4 いこと。
- 、こと。 定められたコース通りに走行すること。 たずったスートベルトを装着するとと
- 練習中はシートベルトを装着するともに、携帯電話の電源を切ること。(<u>導者及び練習者以外の乗車は不可</u>) 指導者の適切な指導の下に練習し、
- 故防止に努めること。
- 8 追い越し及び暴走行為はしないこと。 通行区分を遵守すること。
- 9 交差点での徐行、一時停止等安全確認を確実に励行すること。
- 10事故を起こした時は、直ちに練習を中止 し、管理員に通報すること。

(運転練習の中止)

- 運転練習を中止する場合は、次のとお りとする。警察は運転練習の中止によって 損害が生じても、一切補償しない。 1 悪天候のため、運転練習を行うことが
 - 困難な時

 - 等を損傷させ、運転練習が困難になった 時
 - 4 故意に危険な運転をおこなった時
 - その他試験コースを走行することが不 適当と認められる時

(事故等に係る損害賠償)

- 事故等に係る損害賠償は、次によるも のとする。
 - 運転練習車両相互等の事故により発生 した損害は、当事者(運転練習者及び指 導者)の責任において解決処理するもの とする。
 - 試験コース又は付帯設備等を損傷したは、当事者 (運転練習者及び指導者) 時は、当事者(運転練習者及び指導者) が修復に要する費用の全額を負担するも のとする。